

# 伊賀市庁舎整備に関する住民投票の投票日は

# 8月24日(日)

# 午前7時～午後7時です

この住民投票は、伊賀市の庁舎整備に係る庁舎の位置について、2つの選択肢のどちらかを選ぶのが、市民の皆さんの意思を確認するものです。

## 2つの選択肢

### 第1号

三重県伊賀庁舎隣接地  
(四十九町)に賛成

### 第2号

「現庁舎地(上野丸之内)  
」に賛成

## 投票の方法

今回の住民投票は、「伊賀市庁舎整備に関する住民投票条例」に基づいて執行されます。

投票の方法は、本市の議会の議員や市長の選挙と同じ方法で行いますが、一部変更しますのでご注意ください。

## 投票できる人

日本国民で投票資格者名簿に登録されている人



### 《住所要件》

5月14日以前から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人(転入の場合は、5月14日以前に転入届が提出されている人)

### 《年齢要件》

平成6年8月25日以前に生まれた満20歳以上の人

※投票する日までに、伊賀市から市外に転出した人は投票することができません。

※投票する日に公職選挙法第11条などの規定で選挙権がない人は、住民投票でも資格がありません。

## 入場券を忘れずに

投票資格者の皆さんに、連記式はがき(同一世帯内の有資格者4人までの氏名などを1枚に掲載)の投票所入場券を郵送します。当日の投票は市内の99カ所の投票所で行います。

入場券に記載の投票所に入場券を持ってお出かけください。入場券を紛失したり届かなかつた場合でも、投票資格者名簿に登録されていれば投票できます。投票当日係員に申し出てください。

## 《投票用紙への書き方は》

伊賀市庁舎整備に関する住民投票(白色の投票用紙)  
⇒ 2つの選択肢のどちらか一方の「○をつける欄」に○の記号をご記入ください。

平成二十六年執行		○をつける欄
伊賀市庁舎整備に関する住民投票		
現庁舎地(上野丸之内)に賛成	三重県伊賀庁舎隣接地(四十九町)に賛成	みほん
		選択肢
		公印

- 《注意》
- 1 伊賀市庁舎整備にかかる庁舎の位置について、あなたが良いと思う選択肢の上の「○をつける欄」に○をつけてください。
  - 2 ○のほかには、何も書かないでください。

◆投票所の変更

○上野第37

古山小学校体育館

↓古山地区市民センター

○伊賀第9

いがまち保健福祉センター

↓愛田公民館

○阿山第4

阿山保健福祉センター

↓あやま保育所

○大山田第5

東出小規模多目的集会所

↓真泥集落センター

○青山第8

上高尾生活改善センター

↓奥出小場集会所

※平成25年執行の参議院議員通常選挙から変更になった投票所です。

◆投票運動

投票運動は自由としますが、次のようなことは行わないでください。  
 ○買収、脅迫など市民の自由な意思が拘束されたり、不当に干渉されたりするような行為  
 ○早朝・深夜の時間帯や必要以上の大音量による勧誘行為によって市民の平穏な生活環境が侵害されるような行為

◆その他

投票資格者の2分の1以上の投票により成立します。成立しなかった場合は、開票しません。

◆期日前投票

投票日当日に仕事や地域の行事などで投票できない人は期日前投票ができます。

期日前投票所は次のとおり設置し、どこでも投票できますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。また、入場券が到着していても期日前投票することができます。

《期日前投票のとき・ところ》

期日前投票所	投票期間	投票時間
ハイトピア伊賀 5階学習室	8月16日(土)～ 23日(土)	午前8時30分～ 午後8時
伊賀支所 いがまち女性センター		
島ヶ原支所1階		
阿山支所1階ロビー		
山田地区市民センター 青山公民館		

※ハイトピア伊賀に車でお越しの場合は、市役所本庁舎駐車場、またはハイトピア伊賀東臨時駐車場(住民投票専用)をご利用ください。周辺道路は駐車禁止となっていますので、ご協力をお願いします。

◆さまざまな方法で投票できます

- ①病院・施設に入院・入所中の人  
指定病院、指定老人ホームなどの三重県選挙管理委員会が指定した不在者投票施設や法令で定められた施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。
- ②重度障がい者の人は郵便で  
投票所へ行くことが困難な重度の障がいのある人には、自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。(下表参照)

この制度を利用するときは、事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を早めに受けてください。  
 なお、この制度を利用した投票用紙の請求は8月20日(水)までです。

- ③市外に滞在中の人  
投票する資格があつて、長期出張などのため市外に滞在中の人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に認められた場合のみ不在者投票ができます。お問い合わせの上、早めの手続きをしてください。
- ④代理投票  
身体が不自由などの理由で、自分で投票用紙に記入できない人は、係員が代筆します。投票の秘密は厳守します。

- ⑤点字投票  
目の不自由な人は、点字で投票できますので係員に申し出てください。

《「郵便等による不在者投票制度」の対象者》

手帳などの種類	障がい名など	程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

◆問い合わせ

〒518-8501  
 伊賀市上野丸之内116番地  
 伊賀市選挙管理委員会事務局  
 (総務部総務課内)  
 ☎22・9601  
 FAX 24・2440